

町民の皆さまへ

令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言は、3月21日をもって全国で解除されました。

しかし、変異株は全国的に広がる可能性が指摘されており、首都圏をはじめ全国的に新規患者数が増加傾向にあり、東北地方においても宮城県や山形県で過去最多の新規患者数が報告されるなど、全国的な感染の再拡大が非常に危惧されている状況にあります。

また、岩手県内においても、クラスターの発生や、他県との往来による感染が確認されるなど、新規患者数が日々確認されており、感染が確認された方が600人を超える状況にあります。

町民の皆さまには、これまで徹底した感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動を心掛けていただいたことに感謝申し上げます。

年度末、年度初めの時期を迎え、人の移動、人が多く集まる機会が多くなり、感染リスクが高まる場面が増えることから、改めて町民の皆さまには、次の感染予防対策の取り組みについてご協力をお願いします。

1. 「首都圏並びに独自の緊急事態宣言を発令している宮城県、山形県など新規患者数が増加傾向にある地域との往来について」は、感染拡大防止の観点から慎重に判断するようお願いします。
2. 家庭や職場を含むすべての場において、「マスク着用」、「手洗い」、「消毒」、「三密の回避」、「感染リスクが高まる5つの場面での感染予防の徹底」など基本的な感染対策を徹底していただきますようお願いします。
3. 新型コロナウイルスは、誰しものが感染しうる病気でありますので、感染症患者を特定する行為、感染症患者やその関係者に対する差別、偏見、誹謗中傷は厳に慎み、相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者などに対しては、感謝と思いやりの気持ちを持ち応援してくださるようお願いします。

令和3年3月29日

西和賀町長 細井洋行